

お知らせ

自衛官募集

●一般曹候補生（男子・女子）

受付締切 5月9日(火)
試験期日 5月19日(金)から28日(日)までのいずれか1日（2次試験有り）

応募資格 18歳以上33歳未満の男女（32歳一部条件あり）

●自衛官候補生（任期制自衛官）

受付期間 年間を通じて行っております。

応募資格 18歳以上33歳未満の男女（32歳一部条件あり）

※受付期間・試験期日等、変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

問合せ 自衛隊秩父地域事務所
☎080・3431・0635

令和5年度 埼玉県食品表示調査員募集

対象 県内在住で18歳以上の方
任期 令和5年6月から令和6年3月まで

内容 食品販売店で食品表示を確認し、定期的に県に報告（年間20店舗程度）。
※謝金5,000円（年間上限額。交通費等の支給なし。）

定員 100人（選考）
申込 3月18日(出)から4月14日(金)（必着）。郵便、FAX又は県ホームページから電子申請で。

問合せ 埼玉県農林部農産物安全課
総務・食品品質表示担当
☎048・830・4110

紙おむつの支給をしています

在宅で生活していて、常時紙おむつを必要とする高齢者等に紙おむつを配達します。

◆対象となる方

次の①～③の全てに該当する方

①町内に住所がある方

②在宅で常におむつを必要とし、かつア～エのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上で、介護保険料所得段階が第1段階から第3段階までの方

イ 身体障害者手帳の肢体不自由1級又は2級に該当する3歳以上の方

ウ 身体障害者手帳のぼうこう又は直腸の機能障害に該当する3歳以上の方

エ 療育手帳のA・Aの障害に該当する3歳以上の方

③高齢者の市町村民税非課税世帯及び障がい者の市町村民税非課税者のうち、町税に滞納がない方

◆申請

紙おむつの支給を希望される方は福祉介護課に申請してください。

※既に紙おむつの支給を受けている方は申請の必要はありませんが、ごみ袋の支給については申請が必要となります。

◆支給方法

紙おむつの支給は、町が委託した業者が各家庭に配達します。また、紙おむつの支給は1か月あたり3,000円に消費税を加算した額が支給の限度となりますので、その金額を超える場合は、自己負担となります。

問合せ

福祉介護課 ☎66・3111
（障がい者分）福祉担当
内線144

（要介護認定者分）

介護包括ケア担当
内線143

指定有料ごみ袋を支給します！

子育て家庭の応援、少子高齢化対策として、紙おむつ排出用ごみ袋（指定有料ごみ袋）を支給します。

対象者

・0歳から3歳の誕生月までの乳幼児

・町の「紙おむつ支給事業」の対象者

支給枚数

1人につき可燃ごみ200袋（中型）

を1月5枚、年間60枚

配付方法

健康子ども課窓口及び多世代ふれ愛ベース長瀬で配付します。

持参するもの

・乳幼児での対象の方は、町から配付された支給カード

・町の「紙おむつ支給事業」の対象の方は町から事前に郵送された申請書

問合せ 役場 ☎66・3111
健康子ども課 子育て支援担当
内線134
福祉介護課 介護包括ケア担当
内線143

自転車利用時の ルールが変わります

令和5年4月1日より改正道路交通法が施行され、従来13歳未満の子どもの保護者のみに課せられていたヘルメット着用及びヘルメットを着用させる努力義務が、全ての自転車利用者に対する努力義務となりました。

自転車利用者の死亡事故のうち頭部損傷は約59%、また、ヘルメット未着用の場合、事故遭遇時の致死率が3倍になるというデータもあります。

自分自身の命を守り、安全な毎日を過ごすため、交通ルールを守ると共に、自転車に乗る際はヘルメットを着用していただきますようお願いいたします。

問合せ 総務課 自治振興担当

☎66・3111
内線215

事業者向け社員研修（第1回） 「中堅社員パワーアップ研修」

自己の振り返り、チーム力、部下育成、コーチングなど、ワークを交えながら中堅社員として必要な能力の向上を図ります。

日時 5月22日(月)
午前9時30分～午後4時30分
場所 秩父宮記念市民会館 けやきフォーラム

対象 企業の従業員で、班長、係長、課長級の方

参加費 3,000円

定員 30名

問合せ 秩父地域雇用対策協議会

☎22・4411

公的個人認証システムの更改作業による運用停止について

下記の日程で公的個人認証システムの更改作業が実施されるため、作業期間中はマイナンバーカードに関する一部の業務が実施できません。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【作業期間】 4月29日(土)～5月7日(日) 終日

【窓口業務への影響】

○実施できない業務

- ・マイナンバーカードの券面事項更新（氏名や住所に変更のあった方）
- ・マイナンバーカードの暗証番号初期化（暗証番号がわからない方）

※暗証番号のわかる方の暗証番号変更は実施できます。

- ・マイナンバーカードのロック解除（暗証番号を規定回数以上間違えた方）
- ・電子証明書の発行、失効および更新

○制約を受ける業務

以下の業務は実施できますが、その後の電子証明書の失効、再発行はできません。

- ・マイナンバーカードの交付
- ・マイナンバーカードの継続利用
- ・マイナンバーカードの有効期間変更および特例期間延長
- ・マイナンバーカードの一時停止解除

詳しくは公的個人認証サービスポータルサイトをご確認ください

URL <https://www.jpki.go.jp/>

【問合せ先】 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178

【受付時間】 平日：午前9時30分～午後8時

休日：午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

